

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	陸 別 町

陸別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課林業振興担当
所 在 地 陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1
電 話 番 号 0156-27-2141
F A X 番 号 0156-27-2798
メールアドレス ringyou@rikubetsu.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、ハシ ブトガラス・ハシボソガラス（以下、カラスと表記）ドバ ト・キジバト（以下、ハトと表記）
計画期間	令和7年度 ～ 令和9年度
対象地域	陸別町全域

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村
名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	小麦	1.6	414
	飼料（牧草ロールパック等）	30 個	50
	デントコーン	15.1	7,809
	牧草	39.9	9,558
	計	56.6（30 個）	17,831
ヒグマ	飼料（牧草ロールパック等）	20 個	300
	デントコーン	9.5	4,903
	計	9.5（20 個）	5,203
キツネ	畜舎等への侵入	（不明）	（不明）
	家畜（嚙害）	（不明）	（不明）
	飼料（牧草ロールパック等）	20 個	200
	計	20 個	200
タヌキ	畜舎等への侵入	（不明）	（不明）
	家畜（配合飼料）	（不明）	（不明）
	計	（不明）	（不明）
アライグマ	畜舎等への侵入	（不明）	（不明）
	家畜（配合飼料）	（不明）	（不明）
	計	（不明）	（不明）

カラス	牛	12 頭	1,800
	飼料（牧草ロールパック等）	120 個	83
	デントコーン	（不明）	（不明）
	計	（12 頭・120 個）	1,883
ハト	畜舎等への侵入	（不明）	（不明）
	飼料（牧草ロールパック等）	（不明）	（不明）
	計	（不明）	（不明）
計		66.1（12 頭・190 個）	25,117

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

エゾシカ	本町は、国有林に囲まれた中山間地域であり、近年では目撃数での減少はあるが、実質的な被害の減少には至っていない。山林に隣接する地域を中心に春から秋にかけての牧草、デントコーン、ビート等の食害、踏圧被害が甚大である。特に牧草やデントコーンについては被害状況把握が難しいが、令和５年度調査にて牧草が 9,558 千円（39.9ha）の被害が、デントコーンが 7,809 千円（15.1ha）の被害が確認された。また、冬期間は造林苗木や樹皮の食害が著しい。目視確認が困難なデントコーンの実のみの食害が増加し、出没場所も分散傾向にあり、市街地の家庭菜園への食害も発生している。その他、道路への飛び出しによる交通事故が通年で発生している。
ヒグマ	生息状況の詳細は町内全域であり、近年市街地付近や巡視中での目撃数が増加傾向にあり、不安感を与えている。過去には放牧中の子馬やポニー等への被害も発生しており、十分な警戒が必要である。 農作物では、毎年同じ畑において収穫前のデントコーンの食害が目立つ。
キツネ	生息数は不明だが、町内全域に出没している。乳牛が分娩時に咬まれ廃用になった例もあるほか、エキノコックス媒介による人的被害も懸念される。また、農作物では牧草ロールパックの食害があるほか、飼料へのふん尿による汚染被害があり、キツネを介したヨーネ病やサルモネラ症等の家畜伝染病の感染が懸念される。

タヌキ	生息数は不明だが、町内全域に出没している。農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、ふん尿による汚染や家畜伝染病の媒介役などが懸念される。
アライグマ	生息数は不明で農産物及び人畜に対する被害は見られないが、食害やふん尿による汚染や家畜伝染病の媒介役などが懸念される。
カラス	全町的に生息しているが、特に可猟区域に多く見られる。牧草ロールパック等の食害のほか、ビート移植苗やデントコーンの新芽の抜き取りや牧草ロールパックの穴開け等の被害が発生している。また、乳牛の乳房の血管を破り失血死させた事例などもあり、家畜に対する直接被害も懸念される。また、カラスを介したヨーネ病やサルモネラ症等の家畜伝染病の感染が懸念される。市街地においても、生ゴミをあさるなどの苦情を寄せられている。
ハ ト	農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介役などで懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	17,831 千円	14,264 千円	20%減
	被害面積	56.6 ha	45.2 ha	20%減
ヒグマ	被害額	5,203 千円	4,162 千円	20%減
	被害面積	9.5 ha	7.6 ha	20%減
計	被害額	23,034 千円	18,426 千円	—
	被害面積	66.1 ha	52.8 ha	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会会員を従事者に要請して銃器によるエゾシカの有害駆除（数の管理）を実施し、過去5年間で毎年平均850頭を捕獲している。市街地付近でのヒグマ出没時には緊急にハンターを要請し、箱わなの設置を含め駆除を実施するなど迅速な対応に努めている。（ヒグマの過去5年間 平均駆除頭数7頭） キツネ、タヌキ、アライグマについては銃器によるほか、わなによる捕獲を実施している。また、カラス、ハトについては音による威嚇や防鳥ネット、反射材などによる畜舎侵入防止の対策も併せて実施している。	猟友会会員の高齢化等により、駆除体制を維持することが困難になりつつあり、後継者の育成が課題である。 また、銃器を主とした捕獲には限界があり、わなを併用しているが、狩猟免許所持者を増やし効率的な駆除が望まれる。 捕獲した個体処分に苦慮し捕獲が思うように進まない実態もあるため、食肉等有効利用の推進が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵は平成12年度から町全域に整備を進め、現在までに延長209kmに及んでいる。また、各耕作者の判断により圃場毎に電気柵を設置して対処しているが、対象作物はデントコーン、ビート等に限られている。	防護柵は町の外周を囲むように整備を進めてきたが、柵の内側に残った広大な山林に生息する個体が増加し近年被害が増加している。また、柵の延長距離に伴って維持管理費用も多額となっている。 防護柵の設置はエゾシカの被害防止に効果を上げているが、一般住民などによる山菜採取等の際に柵ゲートを開放状態にする場合があり畑へのエゾシカ侵入を招いている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

エゾシカについては、被害防止や数の管理に向けて調整し、猟友会会員による継続的な捕獲に加え、鳥獣被害対策実施隊を編成し、連携した一斉駆除に努める。また、出没場所に変化がみられるため、ドローン等を活用し、生息状況等の把握と追い払い資材の有効活用を含めて効果的対策を検討する。防護柵の内側にある山林に生息する個体への対策として柵の整備を行う。

ヒグマについては、近年出没情報が増加している為、銃器と箱わな等を併用した捕獲を実施し、市街地住民に対しては、啓発により注意喚起を呼びかける。

キツネ、タヌキ、アライグマについては、銃器に加え箱わなを整備し、効果的に対応し得る体制を整える。

カラスについては、中山間地域等直接支払交付金により陸別集落が作成した箱わなと追い払い資材を活用しより効果的な被害防止に努める。

ハトについては防鳥ネット等による施設への侵入防止に努めるほか、ねぐらとなる遊休施設管理を徹底する。

町被害防止計画の策定と併せて町協議会を設立したことで、町内各構成機関等の連携強化と情報共有により体制づくりが進んだが、更に近隣町との広域連携を図り、効果的な取組を推進するため、池北3町協議会による体制づくりを進める。また、後継者不足の捕獲従事者（火薬銃・狩猟免許所持者）の育成と併せて、捕獲機材の増量整備を図っていく。なお、農林水産業等に係る被害状況に不明な部分があることから、関係機関と連携して正確な被害状況を把握する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会足寄支部陸別部会と連携し、農林業者からの被害報告をもとに効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

令和6年度の北海道猟友会足寄支部陸別部会会員数は32名在籍している。また、平成23年度から陸別町鳥獣被害対策実施隊を設置して捕獲体制の強化を図るとともに、捕獲奨励金の交付については各関係機関の支援を願い、財政事情を考慮しながら、継続していく。

鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる事由がある場合については、協議会で検討し、関係機関に指導を仰ぐ事とする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の

それぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組み内容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ	・被害状況に即した捕獲の実施 ・農業が自らが狩猟免許を取得して積極的に捕獲する等、自己防衛意識の啓発 ・北海道猟友会が推進する各種事業への協力 ・駆除奨励金の交付 ・食肉加工販売団体への個体提供 ・追い払い資材の活用 ・担い手の育成、確保を図るため狩猟資格取得及び銃所持に係る経費の一部を助成する。
	ヒグマ	
	キツネ	
	タヌキ	
	アライグマ	
	カラス	
	ハト	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカは毎年平均850頭程度捕獲しているが、個体数の大幅な減少にはつながっていない。現体制での捕獲には限界があるが、陸別町鳥獣被害防止対策協議会が実施する一斉駆除に陸別町鳥獣被害対策実施隊を加えて精力的に行い、現状の捕獲数に上乗せを目指したい。 ヒグマについては、出没情報により駆除を実施することとし、効果的な箱わなによる捕獲に努める。 キツネ、カラス、ハトについては、農業用施設の周辺や市街地付近など銃器による駆除が困難な場合が多いため、わなによる捕獲を考慮し過去実績を若干上回る数の捕獲を計画する。

タヌキについては、近年目撃数や住民からの相談数が多く、特に畜産農家からが多い。銃器やわなを用いて捕獲に努める。 アライグマについては、農業被害等は確認できないが、近年目撃があり捕獲を計画し、わなを用いて捕獲に努める。 有害駆除実績数（過去５年平均）は次のとおり ・エゾシカ ８５０頭 ・ヒグマ ７頭 ・キツネ １５頭 ・タヌキ ０頭 ・アライグマ ０頭 ・カラス ３４羽 ・ハト １１７羽			
--	--	--	--

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	１，４００頭	１，４００頭	１，４００頭
ヒグマ	２０頭	２０頭	２０頭
キツネ	１００頭	１００頭	１００頭
タヌキ	１００頭	１００頭	１００頭
アライグマ	１０頭	１０頭	１０頭
カラス	４００羽	４００羽	４００羽
ハト	５００羽	５００羽	５００羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

エゾシカは銃器による捕獲を基本とし、狩猟期間を除く通年、主に山林に隣接する農村地域を中心に全町を対象とする。

なお、農村地域での捕獲にあたっては、土地所有者の了解を得る等トラブルの発生防止に努める。

ヒグマについては、可能な場合は追い払い等の取組を検討するも市街地付近での出没や、繰り返し農作物への被害を与えるなどの場合に駆除の対象とする。捕獲は原則として箱わなによるものとし、安全確保のため設置場所に十分留意するとともに、周辺住民に周知し注意を喚起する。

キツネ、タヌキ、カラス、アライグマの捕獲は銃器による捕獲と併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。ハトは、農業用施設への侵入防止策を前提とし、銃器による捕獲は補完的に実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカによる農業被害は甚大であり、ヒグマについても農村部への出没、目撃情報が増加している。両獣の捕獲にはライフル銃による捕獲が有効であり安全である。そのため、出没状況や被害状況に応じ、適切な時期や場所においてライフル銃による捕獲を実施するものとする。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
陸別町内全域	エゾシカ、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	・既設防護柵(ネットフェンス)の補修	・既設防護柵(ネットフェンス)の補修	・既設防護柵(ネットフェンス)の補修

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	・既設防護柵(ネットフェンス)破損個所の見回り	・既設防護柵(ネットフェンス)破損個所の見回り	・既設防護柵(ネットフェンス)破損個所の見回り

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	鳥獣全般	・侵入防止柵の維持管理 ・ヒグマ、キツネ等の生態を理解し、野生動物誘引の原因となるものの管理を徹底するよう、地域住民に呼びかける。 ・農林業者の自己対策を推進するため、狩猟免許準備講習会への参加奨励や指導につき広報活動等を実施する。 ・エゾシカへの追い払い資材効果の検証等 ・ヒグマ用電気柵維持管理、林縁の下草刈りの実施

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

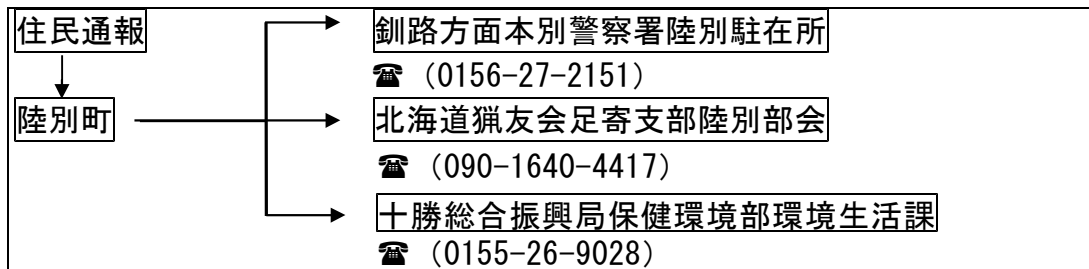
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
陸 別 町	有害鳥獣による被害状況及び出没情報の収集の把握、関係機関等との連絡調整、周辺の巡回実施、捕獲許可に関する事項
釧路方面本別警察署陸別駐在所	有害鳥獣被害状況の把握、周辺住民等への周知連絡、周辺の巡回実施
北海道猟友会足寄支部陸別部会 (陸別町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣の生息状況の確認と情報提供、捕獲等の実施
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、指導、助言及び捕獲許可に関する事項等、関係機関との連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、原則持ち帰り、町指定の処分場での処理を基本とする。やむを得ない場合は、生態系に影響を及ぼさないよう適切な方法で埋設処理を行う。

また、キツネ、タヌキ、アライグマについては、銃器及び電気止め刺し等を活用。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカについては、肉・毛皮等の有効利用を図る。その際、食肉利用については、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉として安全性を確保するとともにより安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。
ペットフード	エゾシカについては、主に犬用のドッグフードとして有効利用を図る。主な部位は肉、内蔵、頭、前足、後足の爪などである。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	陸別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
陸別町	有害鳥獣被害状況の把握、被害防止に係る関係機関等の連絡調整、事業の導入等
陸別町農業協同組合	有害鳥獣被害状況の把握、農業被害の軽減に向けた対策、営農指導等の実施
陸別町森林組合	有害鳥獣被害状況の把握、有害鳥獣による

	森林被害の軽減に向けた対策等の実施
北海道猟友会足寄支部陸別部会	有害鳥獣の生息状況の確認と情報提供、捕獲等の実施
十勝農業改良普及センター十勝東北部支所	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた指導、助言等
中山間地域等直接支払事業陸別集落	エゾシカ侵入防止柵の維持管理

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止全般に係る各種事業等の導入指導、助言等
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、指導、助言及び捕獲許可に関する事項等
十勝総合振興局産業振興部林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝総合振興局森林室足寄事務所	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

陸別町鳥獣被害防止対策実施隊を設置 (平成24年4月1日設立。令和6年度1月時点現在で実施隊員数6名) 協議会が行うエゾシカの一斉捕獲活動に参加。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、各構成機関及び各関係機関の連携を密に図り、具体的な被害防止策に取り組む。
また、近隣町との広域連携を図り効果的な取組みを推進するため、池北3町協議会による体制づくりを継続する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

池北3町協議会と連携し実施している一斉駆除活動を継続し取り組む。
捕獲機材及び侵入防止柵の有効活用を図るため、適正な維持管理を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。